

議 第 167 号

令和 4 年 9 月 5 日提出

熊本市営住宅条例の一部改正について

熊本市営住宅条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市営住宅条例の一部を改正する条例

第1条 熊本市営住宅条例（平成9年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号ア中「の規定による一時保護又は」を「に規定する一時保護、」に、「の規定による保護」を「に規定する婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項に規定する母子生活支援施設における保護」に、「もの」を「者」に改め、同号に次のように加える。

ウ 婦人相談所（売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所をいう。）又は配偶者暴力相談支援センター（配偶者暴力防止等法に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。エにおいて同じ。）により暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者

エ 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）若しくは市町村又は行政機関若しくは関係機関と連携して被害者の支援を行っている団体により暴力を理由として避難していることを申し出たことが確認されている者

第8条第1項中「する者」を「するもの」に改める。

第2条 熊本市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号ア中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号ウ中「婦人相談所（売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所）」を「女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に規定する女性相談支援センター）」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

(提出理由)

市営住宅の入居者の資格に関し、必要な事項を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○熊本市営住宅条例（平成9年条例第45号）新旧対照表

| 改正後（案） 【令和6年4月1日】 第2条 | 改正後（案） 【公布日】 第1条 | 現行 |
|---|---|---|
| <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条の特定帰還者及び同法第39条の居住制限者にあつては、第4号から第6号まで）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 市内に住所又は勤務場所を有する者であること。ただし、次項第7号又は第8号に該当する者にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(3) その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合 214,000円</p> <p>(ア) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者で、その障害の程度が身体障害にあつては身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度、精神障害(知的障害を除く。以下同じ。)にあつては精神保健及び精神障害</p> | <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条の特定帰還者及び同法第39条の居住制限者にあつては、第4号から第6号まで）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 市内に住所又は勤務場所を有する者であること。ただし、次項第7号又は第8号に該当する者にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(3) その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合 214,000円</p> <p>(ア) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者で、その障害の程度が身体障害にあつては身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度、精神障害(知的障害を除く。以下同じ。)にあつては精神保健及び精神障害</p> | <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条の特定帰還者及び同法第39条の居住制限者にあつては、第4号から第6号まで）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 市内に住所又は勤務場所を有する者であること。ただし、次項第7号又は第8号に該当する者にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(3) その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合 214,000円</p> <p>(ア) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者で、その障害の程度が身体障害にあつては身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度、精神障害(知的障害を除く。以下同じ。)にあつては精神保健及び精神障害</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級に該当する程度、知的障害にあつては精神障害の程度に相当する程度であるもの</p> <p>(イ) 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正 12 年法律第 48 号)別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症に該当するもの</p> <p>(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの又はハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成 13 年法律第 63 号)第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する者</p> <p>イ 入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である場合 214,000 円</p> <p>ウ 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 214,000 円</p> <p>エ 市営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150</p> | <p>者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級に該当する程度、知的障害にあつては精神障害の程度に相当する程度であるもの</p> <p>(イ) 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正 12 年法律第 48 号)別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症に該当するもの</p> <p>(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの又はハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成 13 年法律第 63 号)第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する者</p> <p>イ 入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である場合 214,000 円</p> <p>ウ 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 214,000 円</p> <p>エ 市営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150</p> | <p>者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級に該当する程度、知的障害にあつては精神障害の程度に相当する程度であるもの</p> <p>(イ) 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正 12 年法律第 48 号)別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症に該当するもの</p> <p>(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの又はハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成 13 年法律第 63 号)第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する者</p> <p>イ 入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である場合 214,000 円</p> <p>ウ 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 214,000 円</p> <p>エ 市営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150</p> |
|--|--|--|

号)第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000 円(当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、158,000 円)

オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 158,000 円

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 入居する世帯員の中に市税滞納者等(規則で定める者をいう。第 53 条第 3 号において同じ。)がないこと。
- (6) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 次に掲げる者については、前項第 2 号の規定は、適用しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者については、この限りでない。

- (1) 60 歳以上の者
- (2) 障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

号)第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000 円(当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、158,000 円)

オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 158,000 円

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 入居する世帯員の中に市税滞納者等(規則で定める者をいう。第 53 条第 3 号において同じ。)がないこと。
- (6) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 次に掲げる者については、前項第 2 号の規定は、適用しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者については、この限りでない。

- (1) 60 歳以上の者
- (2) 障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

号)第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000 円(当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、158,000 円)

オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 158,000 円

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 入居する世帯員の中に市税滞納者等(規則で定める者をいう。第 53 条第 3 号において同じ。)がないこと。
- (6) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 次に掲げる者については、前項第 2 号の規定は、適用しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者については、この限りでない。

- (1) 60 歳以上の者
- (2) 障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

| | | |
|---|---|---|
| <p>ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度</p> <p>イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度</p> <p>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>(3) 戦傷病者特別援護法第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの</p> <p>(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(5) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 1 項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 127 号)附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。)を受けている者</p> <p>(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの</p> <p>(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金</p> | <p>ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度</p> <p>イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度</p> <p>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>(3) 戦傷病者特別援護法第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの</p> <p>(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(5) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 1 項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 127 号)附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。)を受けている者</p> <p>(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの</p> <p>(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金</p> | <p>ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度</p> <p>イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度</p> <p>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>(3) 戦傷病者特別援護法第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの</p> <p>(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(5) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 1 項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 127 号)附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。)を受けている者</p> <p>(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの</p> <p>(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金</p> |
|---|---|---|

の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)に規定する一時保護、配偶者暴力防止等法第 5 条(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)に規定する 女性自立支援施設 における保護又は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 23 条第 1 項に規定する母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの

ウ 女性相談支援センター(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和 4 年法律第 52 号)に規定する女性相談支援センターをいう。)又は配偶者暴力相談支援センター(配偶者暴力防止等法に規定する配偶者暴力

の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。) に規定する一時保護、
配偶者暴力防止等法第 5 条(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)に規定する婦人保護施設における保護又は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 23 条第 1 項に規定する母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの

ウ 婦人相談所(売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)に規定する婦人相談所
をいう。)又は配偶者暴力相談支援センター(配偶者暴力防止等法に規定する配偶者暴力

の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。) の規定による一時保護
又は配偶者暴力防止等法第 5 条(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定による
保護が終了した日から起算して 5 年を経過していないもの

イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの

【新設】

相談支援センターをいう。エにおいて同じ。)により暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者

エ 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)若しくは市町村又は行政機関若しくは関係機関と連携して被害者の支援を行っている団体により暴力を理由として避難していることを申し出たことが確認されている者

(9) 市長が特に指定する市営住宅に入居する者

3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接をさせ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(入居者資格の特例)

第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第3号エに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(同条第2項の規定に該当する者)にあっては、同条第1項第1号及び第3号から第6号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生

相談支援センターをいう。エにおいて同じ。)
により暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者

エ 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)若しくは市町村又は行政機関若しくは関係機関と連携して被害者の支援を行っている団体により暴力を理由として避難していることを申し出たことが確認されている者

(9) 市長が特に指定する市営住宅に入居する者

3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接をさせ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(入居者資格の特例)

第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第3号エに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(同条第2項の規定に該当する者)にあっては、同条第1項第1号及び第3号から第6号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生

【新設】

(入居者資格の特例)

第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第3号エに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(同条第2項の規定に該当する者)にあっては、同条第1項第1号及び第3号から第6号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生

| | | |
|---|---|--|
| <p>の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>(入居の申込み)</p> <p>第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> | <p>の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>(入居の申込み)</p> <p>第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> | <p>の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>(入居の申込み)</p> <p>第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> |
|---|---|--|

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。